

山梨県公報

第千九百九十七号

平成十三年

五月三十一日

木曜日

目次

特定高山植物販売業開始届の提出……………三〇七

山梨県労働特性調査の実施……………三〇七

県営土地改良事業計画書の写しの縦覧……………三〇七

公告

平成十三年度山梨県改良普及員資格試験の実施
換地処分の実施(三件)……………三〇八

公安委員会

山梨県公安委員会行政文書管理規則を制定する規則……………三〇九

山梨県警察協議会に関する規則を制定する規則……………三二四

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………三一九

正誤

昭和五十九年七月十日付け号外第四十七号中……………三一九
平成十三年五月十日付け第千九百九十一号中……………三一九

告示

山梨県告示第二百八十二号

山梨県高山植物の保護に関する条例(昭和六十年山梨県条例第十五号)第十一条第一項の規定による特定高山植物販売業開始届の提出があつたので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十三年五月三十一日

山梨県知事 天 野 建

氏名又は名称及び住所	営業所の名称及び所在地	販売しようとする特定高山植物の種類	開始予定年月日
------------	-------------	-------------------	---------

篠原正光
北巨摩郡明野
村浅尾八七二
番地

同 上

キタダケソウ、キタダケキンポウゲ、キタダケトリカブト、クモイカグマ、キタダケデンドロビウム、アツモリ、キバナノカタクリ、アツモリソウ、カタクリ、オウゴン、ホウオウシャジン、ヒメシャジン、チシマギキョウ、ユキワリソウ、クモイモツツジ、チヨウジコメツツジ及びムシトリスミレ	平成十三年六月一日
--	-----------

山梨県告示第二百八十三号

山梨県労働力特性調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(昭和二十七年山梨県条例第十一号)第三条の規定により次のとおり告示する。
平成十三年五月三十一日

山梨県知事 天 野 建

一 調査の目的

男女雇用機会均等法(昭和四十七年法律第百十三号)の趣旨に基づき、女性に特化した就業援助事業を行っている婦人労働開発センターについて、雇用のミスマッチ解消に向けた取り組みが行える施設への転換を含めその在り方を検討するため、また今後の県内の雇用対策全般についての基礎資料とするため、県内事業所を対象に調査を行う。

二 調査事項

事業所における企業活動の方向性及び従業員の労働力特性に係る事項

三 調査の範囲

1 調査地域 山梨県全域

2 調査対象 県内の従業員二十人以上の事業所から無作為に抽出した千の事業所

四 調査の期日

平成十三年六月三日から平成十三年六月三十日まで

五 調査の方法

自計式調査とし、調査票の配布及び回収は郵送により行う。

山梨県告示第二百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七号第一項の規定により、県営土地改良事業（上九一色地区県営中山間総合整備事業）計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して意義があるときは、これを申し立てることができる。

平成十三年五月三十一日

山梨県知事 天 野 建

一 縦覧書類

県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成十三年六月一日から平成十三年六月二十八日まで

三 縦覧場所

上九一色村役場

四 異議申立期間

平成十三年六月二十九日から平成十三年七月十三日まで

公 告

平成十三年山梨県改良普及員資格試験の実施

山梨県改良普及員資格試験条例（昭和二十七年山梨県条例第四十二号）第二条の規定により、次のとおり山梨県改良普及員資格試験を実施する。

平成十三年五月三十一日

山梨県知事 天 野 建

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成十三年八月二十日（月）及び同月二十一日（火）

2 場所 甲府市飯田一丁目二番四号 シティプラザ紫玉苑

二 受験願書の受付期間及び受付場所

1 受付期間 平成十三年六月十一日（月）から同月二十二日（金）まで（県の休日を除く）。ただし、郵送による場合は、六月二十二日までの消印のあるものは有効とする。

2 受付場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県農政部農業技術課（電話〇五五

二二三 一六一七）

三 受験手続

1 提出書類

一 受験願書

二 履歴書

三 最終学校卒業証明書若しくは卒業見込証明書、最終学校終了証明書若しくは終了見込証明書又は検定合格証明書

四 山梨県改良普及員資格試験条例第三条第一項第二号、第三号若しくは第四号又は山梨県改良普及員資格試験条例施行規則（昭和五十八年山梨県規則第六号）第二条第三号に該当する者は、その職務に従事した期間につき、受験有資格者であることを証明する書類

五 写真（受験願書提出前六月以内に撮影した正面向、上半身、無帽で、縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルの大きさの無台紙のものであって、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）一枚

2 受験票の交付

受験票は、受験願書等を審査し、受験資格があると認められた者に対して交付する。

四 受験手数料

1 三千円（受験願書に三千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印しないこと。）

2 受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営圃場整備事業（明野地区沓川工区）の換地処分を平成十一年十一月一日実施した。平成十三年五月三十一日

山梨県知事 天 野 建

換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営圃場整備事業（明野地区北組第二工区）の換地処分を平成十二年一月二十六日実施した。平成十三年五月三十一日

山梨県知事 天 野 建

換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営圃場整備事業（明野地区永井第一工区）の換地処分を平成十一年九月五日実施した。

平成十三年五月三十一日

山梨県知事 天野 建

公安委員会

山梨県公安委員会規則第四号

山梨県公安委員会行政文書管理規則を次のように定める。

平成十三年五月三十一日

山梨県公安委員会

委員長 風 間 善 樹

山梨県公安委員会行政文書管理規則

(目的)

第一条 この規則は、山梨県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う行政文書の管理に關し必要な事項を定めることにより、行政文書の迅速かつ適正な管理を確保し、もつて事務の適正かつ能率的な遂行及び山梨県情報公開条例(平成十一年山梨県条例第五十四号。以下「情報公開条例」という。)の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「行政文書」とは、情報公開条例第二条第二項に規定する行政文書のうち、公安委員会の委員長及び委員並びに公安委員会の事務を補助する山梨県警察の職員が職務上作成し、又は取得した文書であつて、これらの者が組織的に用いるものとして、公安委員会が保有しているものをいう。

2 この規則において「行政文書ファイル」とは、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する行政文書(保存期間が一年以上のものであつて、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)の集合物であつて、公安委員会が保有する行政文書に係るものをいう。

(公安委員会の保有する行政文書)

第三条 公安委員会が保有する行政文書は、次のとおりとする。

- 1 山梨県公安委員会運営規則(昭和二十九年山梨県公安委員会規則第二号)第九条に規定する会議録(公安委員会の会議に提出された行政文書であつて、公安委員会が会議録と併せて保有することが必要と認められたものを含む。)
- 2 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第四十三条の二に規定する事務に關する行政文書

三 公安委員会又は公安委員会の委員長若しくは委員あての意見、要望等及びその処理に關する行政文書

四 その他公安委員会が自ら保有することが必要と認められた行政文書

(行政文書分類基準表)

第四条 行政文書については、当該行政文書に係る事務の性質、内容等に心し、大分類、中分類及び小分類の三段階で分類することができるようにするため、行政文書分類基準表(第一号様式)を作成するものとする。

2 行政文書分類基準表については、毎年一回見直しを行い、必要と認める場合にはその改定を行うものとする。

3 行政文書分類基準表の作成及び改定は、第六条の文書管理責任者が行う。

(行政文書の作成)

第五条 公安委員会の意思決定に当たつては行政文書を作成するものとし、事務の実績については行政文書を作成するものとする。ただし、次に掲げる場合についてはこの限りでない。

一 意思決定と同時に文書を作成することが困難である場合

二 処理に係る事実が軽微なものである場合

2 前項第一号に規定する場合にあつては、事後に行政文書を作成するものとする。

3 行政文書は、分かりやすい用字用語を用い、的確かつ簡潔に記載するものとする。

(文書管理責任者)

第六条 公安委員会に、文書管理責任者一人を置き、山梨県警察本部総務室公安委員会補佐官をもつて充てる。

2 文書管理責任者は、次に掲げる事務を行う。

一 行政文書の管理に關する規程類の整備

二 行政文書分類基準表及び第十六条の行政文書ファイル管理簿の整備

三 行政文書の保存期間の延長、図書館等(山梨県立図書館、山梨県立美術館、山梨県立考古博物館及び山梨県立文学館をいう。以下同じ。)への移管又は廃棄その他行政文書の適正な管理の実施

(文書管理担当者)

第七条 公安委員会に、文書管理担当者を置き、文書管理責任者が指名する者をもつて充てる。

2 文書管理担当者は、文書管理責任者を補佐する。

(行政文書の保存の方法)

第八条 行政文書は、公安委員会が適切に管理し得る専用の場所において、行政文書以外のものと区分して、適切に保存するものとする。

- 2 行政文書は、保存期間が満了する日まで必要に応じ記録媒体の変換を行うなどにより、適正かつ確実に利用できる方式で保存するものとする。
- 3 行政文書（保存期間が一年以上のものに限る。）は、単独で管理することが適当なものを除き、行政文書分類基準表に従って、行政文書ファイルとしてまとめるものとする。
- 4 行政文書ファイルは、必要がある場合は、分割し、又は統合することができる。

（行政文書の保存期間）

第九条 行政文書については、次条に規定する起算日から、次の表の上欄に掲げる行政文書の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる期間が経過する日までの間、保存しなければならぬ。

第三条第一号に規定する行政文書	三十年
第三条第二号に規定する行政文書	五年
第三条第三号に規定する行政文書	当該意見又は要望等の処理後一年
第三条第四号に規定する行政文書	情報公開条例施行規則（平成十二年山梨県規則第三号）別表第二の上欄の行政文書の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間以上の期間として文書管理責任者が定める期間

- 2 原本（原本に代えて保存すべきこととされた行政文書を含む。以下同じ。）の写しその他の原本以外の行政文書の保存期間については、原本より短い期間とすることができる。
 - 3 一の行政文書ファイルに保存期間の満了する日を異にする複数の行政文書が含まれる場合は、第一項の規定にかかわらず、その行政文書ファイルに含まれるすべての行政文書を、これらの行政文書の保存期間の満了する日のうち最も遅い日までの間保存するものとする。
- （保存期間の起算）
- 第十条** 行政文書（保存期間が一年未満である行政文書（以下「一年未満文書」という。）を除く。以下この条において同じ。）の保存期間の起算日は、次の各号に掲げる行政文書の管理の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。
- 一 暦年で管理する行政文書 当該行政文書の作成又は取得の日の属する年の翌年の一月一日
 - 二 年度で管理する行政文書 当該行政文書の作成又は取得の日の属する年度の翌年度の四月一日
 - 2 一年未満文書の保存期間は、当該行政文書を作成し、又は取得した日から起算する

ものとする。

（保存期間の延長）

第十一条 次に掲げる行政文書については、前条の規定にかかわらず、保存期間の満了する日後においても、その区分に応じてそれぞれ次に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長するものとする。この場合において、一の区分に該当する行政文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存するものとする。

- 一 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間
- 二 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間
- 三 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して一年間
- 四 情報公開条例第五条の規定による開示の請求があったもの 情報公開条例第十二条各項の決定の日の翌日から起算して一年間

第十二条 文書管理責任者は、保存期間が満了した行政文書について、職務の遂行上必要があると認めるときは、一定の期間を定めて当該保存期間を延長することができる。当該延長に係る保存期間が満了した後これを更に延長しようとするときも、同様とする。

（図書館等への移管）

第十三条 文書管理責任者は、保存期間（前二条の規定により延長された場合）にあっては、延長後の保存期間。次条及び第十五条において同じ。）が満了した行政文書のうち、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として保存することが適当と認められるものについては、公安委員会の承認を得て、これを図書館等に移管するものとする。

（行政文書の廃棄）

第十四条 保存期間が満了した行政文書については、前条の規定により図書館等に移管するものを除き、行政文書の内容及び媒体に応じた方法により廃棄するものとする。この場合において、当該行政文書に情報公開条例第八条各号に掲げる不開示情報（以下「不開示情報」という。）が記録されているときは、当該不開示情報が漏えいしないよう適切な措置を講ずるものとする。

（保存期間満了前の廃棄）

第十五条 文書管理責任者は、特別の理由があるときは、公安委員会の承認を得て、保存期間が満了する前に行政文書を廃棄することができる。

2 前項の規定に基づき、保存期間が満了する前に行政文書を廃棄した場合は、廃棄した行政文書の名称、当該特別の理由及び廃棄した年月日を記載した記録を作成しなければならぬ。

(行政文書ファイル管理簿)

第十六条 行政文書ファイル及び行政文書(単独で管理されている保存期間が一年以上のものに限る。)については、行政文書ファイル管理簿(第二号様式)により管理するものとする。

2 行政文書ファイル管理簿の記載については、記載すべき事項が不開示情報に該当するおそれがある場合には、当該不開示情報を明示しないよう工夫をするものとする。

3 行政文書ファイル管理簿は、年一回以上定期的に更新するものとする。

4 行政文書ファイル管理簿は、磁気ディスクをもって調製するものとする。

(行政文書の閲覧及び貸出し)

第十七条 文書管理責任者は、必要があると認める場合は、行政文書を山梨県警察職員に閲覧させ、又は貸し出すことができる。

(法令による適用除外)

第十八条 法令の規定により、行政文書の分類、作成、保存、廃棄その他の行政文書の管理に関する事項について特別の定めが設けられている場合にあつては、当該事項については、当該法令の定めるところによる。

(文書管理規則等の供覧)

第十九条 この規則を記載した書面及び行政文書ファイル管理簿は、一般の閲覧に供するものとする。

(補則)

第二十条 この規則に定めるもののほか、行政文書の管理に関し必要な事項は、公安委員会が定める。

附 則

この規則は、平成十三年六月一日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

行政文書分類基準表

大 分 類		中 分 類		小 分 類	
分類 番号	分類 項目名	分類 番号	分類 項目名	分類 番号	分類 項目名

（日本工業規格A列4番）

第2号様式(第16条関係)

行政文書ファイル管理簿

分類番号			ファイル名	作成(取得)時期	保存期間	保存期間満了時期	媒体の種類別	保存場所	保存期間満了時の措置結果	備考
大	中	小								

(日本工業規格A列4番)

山梨県公報 第千百九十七号 平成十三年五月三十一日

三三三

山梨県公安委員会規則第五号

山梨県警察署協議会に関する規則を次のように定める。

平成十三年五月三十一日

山梨県公安委員会

委員長 風 間 善 樹

山梨県警察署協議会に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第五十三条の二第四項及び山梨県警察署協議会条例(平成十三年山梨県条例第五号。以下「条例」という。)第九条の規定に基づき、警察署協議会(以下「協議会」という。)の議事の手続その他協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第二条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 警察署長(以下「署長」という。)は、必要があると認めるときは、会長に会議の招集を求めることができる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録の作成)

第三条 協議会は、会議の議事について次の事項を記載した会議録を作成するものとする。

一 開催日時及び場所

二 出席者

三 議事の概要

四 その他必要な事項

(委嘱等)

第四条 公安委員会は、次に掲げる要件を満たしている者のうちから、適任者を協議会の委員に委嘱する。

一 警察署の管轄区域内の安全に関する問題に精通している者

二 協議会の委員としてふさわしい者

2 協議会の委員の委嘱は、委嘱状(第一号様式)を交付して行う。

3 委員の再任又は欠員に伴う委嘱の手続については、前二項の規定を準用する。

(推薦)

第五条 署長は、前条の要件を満たしている者を公安委員会に、警察署協議会委員推薦

書(第二号様式)により、推薦するものとする。

(解嘱等)

第六条 署長は、設置された協議会の委員が条例第三条第四項の規定に該当するときは、公安委員会に、警察署協議会委員解嘱上申書(第三号様式)により、解嘱を上申するものとする。

2 公安委員会は、前項の規定により上申された者について審査を行い、解嘱に該当すると認めるときは、当該委員に対し、解嘱通知書(第四号様式)を交付する。

(連絡調整等)

第七条 公安委員会は、協議会が相互に連絡を図るよう、必要な調整等を行うものとする。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成十三年六月一日から施行する。

殿

山梨県〇〇警察署協議会委員に委嘱する

年 月 日

山梨県公安委員会 印

(日本工業規格A列4番)

山梨県公安委員会 殿

警察署長

警察署協議会委員推薦書

山梨県警察署協議会に関する規則第4条の規定により、次の者を推薦します。

フリガナ 氏名	----- 男 女	年 月 日 (生) (歳)
本籍		
住所		
職業		
勤務先		
連絡先		
経歴		
推薦の理由		
備考		

(日本工業規格A列4番)

第3号様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

山梨県公安委員会 殿

警察署長

警察署協議会委員解嘱上申書

山梨県警察署協議会に関する規則第6条の規定により、次の者の解嘱を上申します。

フリガナ 氏 名	-----	男 女	年 月 日(生) (歳)
本 籍			
住 所			
職 業			
勤 務 先		連絡先	
解 嘱 事 由			
備 考			

(日本工業規格A列4番)

殿

山梨県〇〇警察署協議会委員を解嘱する

年 月 日

山梨県公安委員会 印

(日本工業規格A列4番)

山梨県公安委員会規則第六号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十三年五月三十一日

山梨県公安委員会

委員長 風 間 善 樹

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条の三を削り、第十九条の四を第十九条の三とする。

第二十二條第一項及び第二十三條の二第一項中、「試験場及び警衛警備対策室」を「及び試験場」に改める。

第三十七條第二項中「四九四人」を「四七九人」に、「一九〇人」を「一九一人」に、「六八四人」を「六七一人」に、「九九一人」を「一〇〇六人」に、「一〇七人」を「一〇五人」に、「一〇九八人」を「一一一人」に改める。
別表第一警備第二の項を次のように改める。

警備第二			
災	実	事	警衛・警護
害	施	件	衛
庶務	災害対策	警備実施	警衛
		事件	護

附則

この規則は、平成十三年六月一日から施行する。

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十一号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十六年五月三十日までとする。

平成十三年五月三十一日

山梨県公安委員会

委員長 風 間 善 樹

申請者氏名又は名称及び住所	株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 愛知県名古屋市中川区太平通一丁目三番地	型式の概要	遊技機の種類及び区分 ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一） 遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二）	型式名	CRレック ツゴール ウルスル	製造業者又は輸入者名	株式会社高尾	検定番号	一〇〇一一一
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一） 遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二）	型式名	CR・ヤツターマ ンク	製造業者	株式会社平和	検定番号	一〇〇一六六		

正 誤

例）昭和五十九年七月十日山梨県条例第二十六号（山梨県県有林基金条例を制定する条

ページ	段	行	誤	正
四	上	三	みとめる	認める
ページ	段	行	誤	正
二八三	上	一九	二百十三式	二百十式

平成十三年五月十日掲載の一般競争入札についての公告中

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番